

北設広域事務組合障害者活躍推進計画

令和2年3月25日

北設広域事務組合管理者

北設広域事務組合議会議長

北設広域事務組合障害者活躍推進計画（以下「本計画」という。）は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）に基づき、障害者である職員がその有する能力を有効に発揮して、職業生活において活躍することの推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、北設広域事務組合管理者および北設広域事務組合議会議長が策定する障害者雇用等に関する計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。

2. 障害者の活躍の推進に向けた目標

採用に関する目標：法定雇用率以上の状態を維持するように努める

定着に関する目標：なし

3. 障害者の活躍の推進に向けた組織体制

障害者雇用推進者として、事務局長を選任する。また障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、資格認定講習を受講させる。

4. 障害者の活躍の基本となる職務の選出

職員が身体障害等により、業務遂行が困難となった場合には、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定および創出について検討する。また人事評価面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。

5. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて必要な措置を講じる。また措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。

募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

- ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

6. その他

関係法令等に基づき、障害者活躍の推進に、適切な支援および配慮に努める。

(以上)